

7月31日は土地家屋調査士の日です。



新築したとき

建物を新築したときや、建売住宅を購入したとき。(建物表題登記)

増築したとき

建物を増築したときや、車庫などの附属建物を新築したとき。(建物表示変更登記)

建て替えをしたとき

古い建物を取り壊して、新しく建物を建築したとき。(建物滅失登記→建物表題登記)



境界や面積を知りたいとき

境界を調査・確認し、現地を測量して面積を調べる(調査・測量)

分筆したいとき

相続・贈与・または売買などのために、1筆の土地を2筆以上に分けます。(分筆登記)

宅地に変更したとき

登記簿の地目を宅地に変更します。(地目変更登記)

全国
一斉

不動産表示登記
無料相談会

7月11日(土) / 10:00~17:00

8月23日(日) / 10:00~15:00

8月27日(木) / 9:00~16:00

日光市民活動支援センター

鹿沼市民情報センター

佐野市役所1階市民活動スペース

境界のトラブルが発生したら
境界問題解決センターとちぎ
をご活用ください
TEL.028-307-2187



栃木県土地家屋調査士会

宇都宮市小幡1丁目4番25号 TEL.028-621-4734